



熊本県公報

第 1 2 6 6 8 号

平成 29 年 10 月 27 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 救急病院に関する申出の撤回…………… (医療政策課) 1
- 救急病院の認定…………… (") 1
- 実大木質材料万能試験装置の物品調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (管理調達課) 1
- 面内せん断試験装置の物品調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3

公 告

- 道路の位置の指定…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく承継届出について…………… (商工振興金融課) 4
- 実大木質材料万能試験装置の物品調達に係る一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 4
- 面内せん断試験装置の物品調達に係る一般競争入札の実施…………… (") 8
- 農地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 12
- 農地利用配分計画の認可…………… (") 13
- 農地利用配分計画の認可…………… (") 13

登 載 依 頼

- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (公安委員会) 13
- 熊本県警察捜査情報統合管理システム機器等の賃貸借に係る随意契約の相手方等の決定…………… (警察本部刑事企画課) 14
- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域(熊本県公安委員会告示第 1 2 号)の一部改正…………… (公安委員会) 14

告 示

熊本県告示第 9 0 5 号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令(昭和 3 9 年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項の申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。
平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
公立玉名中央病院	玉名市中 1 9 5 0 番地	平成 2 9 年 9 月 3 0 日

熊本県告示第 9 0 6 号

救急病院等を定める省令(昭和 3 9 年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。
平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
公立玉名中央病院	玉名市中 1 9 5 0 番地	平成 2 9 年 1 0 月 1 日 から 平成 3 2 年 9 月 3 0 日 まで

熊本県告示第 9 0 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 3 7 2 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- 実大木質材料万能試験装置 1 式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 29 年 11 月 10 日（金）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間を合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成 31 年 10 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日（熊本県の休日を含む）までに行う。

熊本県告示第 908 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 29 年 10 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
面内せん断試験装置 1 式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 29 年 11 月 10 日（金）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間を合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査

査申請の受付を平成 31 年 10 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日（熊本県の休日
を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）
までに行う。

熊本県告示第 909 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の
区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 10 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路
保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 10 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	御船甲佐 線	上益城郡御船町滝川字金堀 1901 番 1 地先から 同所 1836 番 1 地先まで	前	5.5 ～ 7.0	6.6	災害復 旧
			後	5.5 ～ 21.2		

2 区域を変更する期日 平成 29 年 10 月 27 日

熊本県告示第 910 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の
供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 10 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路
保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 10 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本 線	菊池市七城町砂田字間所 1452 番 5 地先から 同所 1455 番 13 地先まで	23.1	防交 安 (交 通 安 全)
		菊池市七城町砂田字間所 1457 番 3 地先から 同所 1480 番 2 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 29 年 10 月 27 日

熊本県告示第 911 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1
項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定によ
り公示する。

平成 29 年 10 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

藤田 3 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 16 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標
柱 16 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番地
1	菊池市	藤田字高峯	1159
2	〃	〃	1185-2
3	〃	〃	1185-2
4	〃	〃	1185-2
5	〃	藤田字仏山	1437
6	〃	〃	1437
7	〃	〃	1437
8	〃	〃	1437
9	〃	〃	1437
10	〃	〃	1437

1 1	菊池市	藤田字仏山	1 4 0 8 - 1
1 2	〃	〃	1 4 0 8 - 2
1 3	〃	〃	1 4 5 3
1 4	〃	〃	1 4 5 3
1 5	〃	〃	1 4 3 7
1 6	〃	〃	1 4 3 3 - 1

公 告

熊本県公告第 6 1 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 上益城郡御船町大字木倉 5 9 2 番地
- 2 築造者の氏名 渡邊康英
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字木倉字錦 5 9 0 番 2 及び同 5 9 2 番 2
- 4 道路の幅員 4 . 0 3 メートルから 4 . 1 8 メートルまで
- 5 道路の延長 2 6 . 7 2 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 9 年 9 月 2 9 日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第 1 1 3 号

熊本県公告第 6 2 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市三拾町字壱町田 2 1 6 番 1、同 2 1 7 番、同 2 1 9 番 6、同 2 2 0 番 1、同 2 2 1 番 1、同 2 2 2 番 1、同 2 2 3 番 1、同 2 2 4 番 1、同 2 2 5 番 1、同宇野原町 1 5 8 番 5、同 1 5 8 番 7、同 1 5 8 番 1 0、同 1 6 6 番 1、同 1 6 6 番 5、同 1 6 7 番 1、同 1 6 9 番 1、同 1 6 9 番 6 の一部、同 1 6 9 番 8、同 1 7 0 番 1、同 1 7 0 番 4、同 1 7 1 番 1、同 1 7 2 番 1、同 1 7 2 番 2、同 1 7 5 番 1、同 1 9 3 番 1、同 1 9 4 番 1、同 1 9 4 番 2 の一部、同 1 9 4 番 3、同 1 9 5 番 1、同 2 0 0 番 1 0 並びに里道及び水路
3 1、5 0 4 . 1 8 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号
株式会社カインズ

熊本県公告第 6 2 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
菊南ショッピングセンター
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
平成 2 9 年 8 月 2 5 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（承継前）株式会社九州リースサービス 代表取締役 榎本 重孝
福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目 3 番 1 8 号
（承継後）株式会社メインプレイスカンパニー 代表取締役 千原 健治
熊本市中央区花畑町 1 2 番 1 号
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
7、4 9 9 平方メートル
- 5 届出年月日
平成 2 9 年 1 0 月 4 日

熊本県公告第 6 2 2 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

実大木質材料万能試験装置 1 式

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0

ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0

(3) 調達物品の仕様等

発注仕様書による。

(4) 納入期限

平成 3 0 年 3 月 3 0 日（金）

(5) 納入場所

熊本県熊本市中央区黒髪八丁目 2 2 2 - 2

熊本県林業研究指導所

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれか該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要ときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアからエまでの間に提出する。ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日（金）午後 5 時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県林業研究所へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県林業研究所の審査を受ける期間中は、公告の日から平成 29 年 11 月 20 日（月）午後 5 時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を PDF 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 29 年 11 月 30 日（木）午後 5 時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 30 日（木）午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 12 月 8 日（金）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 12 月 7 日（木）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 29 年 12 月 8 日（金）午前 10 時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 12 月 7 日（木）（必着）までに 1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電

子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書掲げの日時までに再入札を行うこと。
 たなお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることができない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において 2 以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号。以下「規則」という。）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の (ア) 及び (イ) のとおり、規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5 (3) の申出期限

(イ) 納入場所 1 (2) の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第 78 条の規定により次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付す

る事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

A complete set of Universal Testing Equipment for Full-Scale Wood-Based Materials

(2) Delivery period:

March 30, 2018

(3) Delivery Place:

Kumamoto Prefectural Forestry Research Center

8-222-2 Kurokami, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

860-0862, Japan

(4) Date and Place for tender:

Date: December 8, 2017 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:

Management and Purchasing Division Treasury Bureau

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2580

(6) Time-limit for tender by mail (Registered only) :

Tender must arrive no later than December 7, 2017

(7) Other:

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 6 2 3 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 3 7 2 号)第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
面内せん断試験装置 1 式
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班 (熊本県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
 - (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
 - (4) 納入期限
平成 3 0 年 3 月 3 0 日 (金)
 - (5) 納入場所
熊本県熊本市中央区黒髪八丁目 2 2 2 - 2
熊本県林業研究所
 - (6) 入札方式 (紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム、紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書 (以下「ICカード」という。) が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更により ICカードの再取得を準備している者
 - (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする (配送費等納入に要する一切の費用を含む。) 。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。
 - (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号) の規定を準用し、及び熊本県電子入札 (物品調達・業務委託等) 運用基準の規定を適用する。
 - (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の (1) から (5) までに定める条件全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号) による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3 (3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書 (入札参加資格申請内容変更届を含む。) の受付期間
公告の日から平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日 (金) 午後 5 時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班 (熊本県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) 第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 5 号) 第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 1 4 年熊本県告示第 8 1 1 号) 第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県林業研究所へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明 (4 (2) により取得することのできる本入札に係る様式 (以下「入札関係様式」という。) のうち「仕様適合証明願 (書)」

による。)を受けた者であること。なお、熊本県林業研究指導所の審査を受ける期間は、公告の日から平成 29 年 11 月 20 日(月)午後 5 時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願(書)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を PDF 形式で 1 つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等 1 つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 29 年 11 月 30 日(木)午後 5 時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 11 月 30 日(木)午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 12 月 8 日(金)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 12 月 7 日(木)午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 29 年 12 月 8 日(金)午前 10 時 30 分

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 12 月 7 日(木)(必着)までに 1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に 1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

- 次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において 2 以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 5 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 8 9 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 1 0 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の (ア) 及び (イ) のとおり、規則第 7 7 条第 1 項の規定により、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5 (3) の申出期限

(イ) 納入場所 1 (2) の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第 7 8 条の規定により次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証、保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約の期間以降とする。）を締結し、当該履行保証（保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）との入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

- a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
- b 添付書類
 - イ (ア) に該当する場合にあっては、履行保証保険証券
 - イ (イ) に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願 (書)
- c 提出期限 5 (3) の申出期限
- d 提出場所 1 (2) の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0

ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1

ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 0 9 6 - 3 7 3 - 2 0 3 2

ファックス番号 0 9 6 - 3 7 0 - 5 4 5 5

(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで (熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。)

8 S u m m a r y

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
A complete set of Equipment for IN-Plane Shear Test
- (2) Delivery period:
March 30, 2018
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Forestry Research Center
8-222-2 Kurokami, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
860-0862, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: December 8, 2017 10:30 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than December 7, 2017
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 6 2 4 号

農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成 2 5 年法律第 1 0 1 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
葭本 彰	八代市三江湖町	八代市三江湖町字新江湖 5 7 番 1

岩永 吉生	八代市三江湖町	八代市三江湖町字中江湖 1 5 4 番 3 ほか 1 筆
吉野 毅	八代市郡築一番町	八代市高島町字七番割 4 3 0 5 番 1 ほか 1 筆
松永 豊	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字壱番割 1 3 2 番 1 ほか 2 筆

2 認可年月日
平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県公告第 6 2 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
阿南 榮子	阿蘇郡高森町草部	阿蘇郡高森町大字草部字社倉 1 7 9 4 番ほか 3 1 筆
山本 剛	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字木上東字丸岡 1 5 8 5 番
土肥 幸一	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字尾丸 1 5 6 番ほか 1 筆

2 認可年月日
平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県公告第 6 2 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村 大輔	熊本市西区上代	熊本市西区上代五丁目 2 2 2 5 番ほか 2 筆
橋本 一也	熊本市南区中無田町	熊本市南区護藤町字中縄手 2 6 8 4 番 1 ほか 2 筆
中村 一隆	熊本市南区海路口町	熊本市南区奥古閑町字下丹坊 3 4 3 3 番ほか 1 筆
松岡 信行	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字新角田 3 2 6 2 番ほか 7 筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字野口 5 6 5 番ほか 9 筆
木村 貴実	熊本市北区硯川町	熊本市北区硯川町字犬場 7 8 2 番 1

2 認可年月日
平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

登載依頼

熊本県公安委員会規則第 1 5 号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則（昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 一般県道住吉熊本線の項中「龍田町弓削」を「弓削 4 丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 30 日から施行する。

熊本県警察本部公告第 97 号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 27 日

熊本県警察本部長 村 田 達 哉

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
熊本県警察捜査情報統合管理システム機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部刑事部刑事企画課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 29 年 10 月 12 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
熊本市中央区水道町 8 番 6 号
NEC キャピタルソリューション株式会社熊本営業所
- 5 随意契約に係る契約金額（月額）
1,300,320 円（うち消費税及び地方消費税の額 96,320 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号（再度の入札に付し落札者なし）

熊本県公安委員会告示第 17 号

平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 29 年 10 月 30 日から適用する。

平成 29 年 10 月 27 日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

1 の表熊本中央警察署武蔵楠交番の項中「、龍田町弓削」を削り、「武蔵ヶ丘九丁目」の次に「、弓削一丁目、弓削二丁目、弓削三丁目、弓削四丁目、弓削五丁目、弓削六丁目」を加える。